

MOFCOM の新しい企業結合簡易審査規則 — 一本当に簡易か？

2014年2月12日、中国商務部（MOFCOM）は、「企業結合簡易案件の適用基準に関する暫定規則」（企業結合簡易審査規則）を公式に発表し、同規則は直ちに効力を発生しました。

2012年以降、MOFCOMは企業結合審査手続を効率化することに注力しており、2013年4月3日には「簡易案件」とされる企業結合の定義に関しパブリック・コメントを募集しました¹。今回公表された企業結合簡易審査規則は、パブリック・コメントに付された規則案から大きく変わっていません。

今後、簡易案件に関しては、MOFCOMが以前よりも迅速に審査することが見込まれます。MOFCOMは公式なガイドランスを出していないものの、簡易案件はフェーズ I の審査期間（30日）内に承認されることを見込まれています。

この規則の適用に関して不明確な点があり、また現時点で手続規則がないという問題はあるものの、企業結合簡易審査規則は、中国における企業結合審査の煩雑さを減少させ、よりタイムリーで予想しやすい企業結合審査のための大きな一歩といえます。

規則のポイント

企業結合簡易審査規則は、以下の6つのタイプの企業結合を簡易案件としています。

- i. 競争者同士の企業結合（水平的企業結合）では、当事者全員の合計マーケットシェアが15%より低い場合；
- ii. 垂直的に関連する市場で活動する企業間の企業結合（垂直的企業結合）²では上流市場及び下流市場の双方でマーケットシェアが25%より低い場合；
- iii. 水平的企業結合でも垂直的企業結合でもない場合、企業結合に関連する各市場においてマーケットシェアが25%より低い場合；
- iv. ジョイント・ベンチャー(JV)が中国の外で設立され、中国で経済的活動を行っていない場合；
- v. 中国で経済的活動を行っていない外国企業を買収する場合；
- vi. 2者以上が支配していたJVを1者以上が支配することになる場合

主要ポイント

- 2013年4月の規則案と同様の企業結合簡易案件の定義を導入
- 簡易案件か否かはマーケットシェア及び中国内での経済的活動の有無によって判断
- 約50%のケースが簡易案件となり、30日以内に承認されることが見込まれている
- しかし、広範に定義された例外規定があり、簡易審査の適用範囲は不明確な部分もある

¹ 簡易企業結合規則案についてコメントした ("[MOFCOM seeks to streamline and clarify the Chinese merger control process – draft regulations published](#)")もご参照ください。

² 自動車製造業者と自動車部品製造業者など、企業結合当事者がサプライチェーンの違うレベルで活動している場合、両者は垂直的関係にあることとなります。

ただし、以下の6つのケースでは企業結合簡易審査規則は適用されません（例外規定）。

- i. 2者以上が支配していたJVが、企業結合を通じて当該JVの支配株主のうちの1つに支配されることになる場合（ただし、JVと当事者が競争関係にある場合に限る）；
- ii. 企業結合により影響を受ける市場の画定が難しい場合；
- iii. 企業結合が市場へのアクセスや技術の進歩に有害な影響をもたらさうる場合；
- iv. 企業結合が消費者や他の関係者に有害な影響をもたらさうる場合；
- v. 企業結合が国の経済発展に有害な影響をもたらさうる場合；又は
- vi. その他、企業結合が市場での競争に有害な影響を与えるだろうとMOFCOMが考える場合

コメント

簡易案件の定義を定める企業結合簡易審査規則は、効果的な企業結合審査への歓迎すべき一歩といえます。一方で、本規則には、以下に見るように不明な点があります。

マーケットシェア・テスト

マーケットシェア基準を設けることは、企業に予測可能性をもたらす有用です。他の法域でも同様にマーケットシェア基準が導入されています。例えばEUでは、近時欧州委員会が簡易手続を改正し、水平的企業結合については15%から20%へ、垂直的企業結合については25%から30%へと閾値を増加させました。当事者が自分でマーケットシェアを計算して閾値を上回るか自分で確認することが求められています。

市場画定は簡単な作業ではありません。実務上、MOFCOMは市場を狭めに画定する傾向がありますが、これまで公表されているMOFCOMの決定には、市場画定についての手がかりがほとんどありません。加えて、上記のとおり、市場画定が難しい場合は簡易案件といえなくなる場合があります。従って、可能な限り狭い市場を想定し、そこで簡易案件といえるか否かを判断することがもっとも確実な方法といえます。

「経済的活動」テスト

中国の外で設立されたJVにつき、これまで多数の企業結合届出がされてきたことを考えると、これらを簡易案件と扱うのは歓迎すべきことです。しかし、「経済的活動」が何をさすのか、例えば中国での売上なのか、子会社や関連会社等のビジネス拠点の有無なのか、は不明確です。また、グリーンフィールドでのジョイントベンチャーの場合に将来的な経済的活動について考慮すべきなのか、また経済的活動に関する閾値を設けないのかなどの疑問点があります。

「支配の移転」テスト

2者以上が支配していたJVを1者以上が支配することになる場合、その支配者とJVが競争関係にないときには簡易案件とされます。一方、他の株主と共同でJVを支配していた1株主が単独の支配株主になり、当該支配株主がJVと競争関係にあり、当該支配株主とJVの合計マーケットシェアが15%未満の場合において、簡易案件とされるか否かは明らかではありません。

例外規定

例外規定が広範な形で定義され、簡易審査制度の適否につきMOFCOMに広い裁量を与えられています。特に例外のiiiからviは、MOFCOMが企業結合審査の中で判断する事項であり、当事者がMOFCOMと異なる見方をすることもあることから、簡易審査制度の適用基準として設けることに適切でないという議論があり得ます。

手続に関する規則の欠如

簡易案件といえるかどうかの実質的な基準も重要ですが、その手続規則も同様に重要です。これまで、審査期間が長いこと、そして届出書で求められる内容が多く負担が大きいことにつき、特に競争法上問題のないケースにおいて問題とされてきました。この簡易審査制度により、事業者は、審査手続の迅速化と情報提供義務の軽減を期待していると思われます。

MOFCOM の職員は、50%以上のケースで簡易審査手続が適用されることを予想し、簡易案件についてはフェーズ I の審査期間内（30 日）に審査を終了させるよう努力すると言及しています。しかし、公式な手続規則がない状態では、具体的に簡易審査制度で企業がどのような恩恵を受けることになるのかについては、まだ見極めが必要です。MOFCOM は、試験的で非公式な施行期間を経ることで十分な経験を積んでから、手続規則を制定する意向であるようです。MOFCOM はある弁護士事務所に対し、他の法域での簡易審査手続の調査と規則案の提案を依頼していますが、実際にいつ手続規則を定めるのかは現時点では明らかではありません。

今後は、(a) 簡易案件と判断し審査する手続、(b) 簡易審査手続の審査期間、(c) 簡易審査手続の届出書フォーム（簡略化され情報量の少ないもの）、及び(d) 簡易案件と認定された後の保護メカニズム（恣意的に簡易案件との認定を覆すことができないようにすること）についての手続規則が実務上重要になってくるでしょう。

この記事は中国においてビジネスを行っているクライアントの国際的なカウンセラーとして得た経験に基づき執筆されています。他の国際法律事務所と同様、クリフォードチャンスは中国の法的環境につき情報提供することは可能ですが、中国国内の法律事務所と同じ形で中国での法務を担当することはできません。中国国内法律事務所のアドバイスが必要な場合は、事務所を推薦することも可能です。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

Andrew Whan
アンドリュー・ワン
パートナー
E: andrew.whan@cliffordchance.com

弁護士 水口美穂
パートナー
E: miho.mizuguchi@cliffordchance.com

弁護士 神山達彦
パートナー
E: tatsuhiko.kamiyama@cliffordchance.com

弁護士 鹿倉将史
アソシエイト
E: masafumi.shikakura@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律そのもののアドバイスを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2014
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Linda Widjati & Partners in association with Clifford Chance.